

草加市立歴史民俗資料館に係る新型コロナウイルス感染拡大防止 運営管理基準

1 趣旨

草加市立歴史民俗資料館の利用について、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、「草加市公共施設利用に関する新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン」に基づく感染症予防策を取り入れた運営を行うにあたり、運営管理基準を定める。

2 対象期間

施設利用再開から当面の間とする。

3 利用時の条件

(1) 施設利用者の安全確保のため、以下に該当する者の利用を制限すること。

① 来館者が、37.5度以上の発熱があった場合（または平熱比1度超過）

② 息苦しさ（呼吸困難）・強いだるさや軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある場合

(2) 来館者ごとに氏名、緊急連絡先及び健康状態を別紙の個票に記入いただく。団体の場合は、団体ごとに氏名及び緊急連絡先を記載した名簿を利用日ごとに作成すること。

(3) 入口に於いて、手洗いや手指の消毒を徹底すること。また、施設内ではマスクを着用すること。

(4) 室内の換気

換気については、常時換気すること。ドアや窓を開けることのできる場所については、30分に1回は2つの窓を同時に開けるなどの換気を行うこと。

(5) 来館者が密集する場合は、入館を制限し、同時に見学できる入館可能者数を30人とする（講座等の開催は除く）。各室ごとの利用人数は、定員に対して50%以下とすること。

(6) 人と人との社会的距離（1m以上できるだけ2mを目安）を確保すること。

(7) 室内では大声を出さないようにすること。

(8) 教育資料室使用後は、消毒など清掃作業を行うこと。